

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

		資料番号	4 - 1	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第 1 1 条の 5 第 1 項	不利益処分の種類	指定市町村事務受託法人の指定の取消し等
<p>介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 4 1 2 号)</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第 1 1 条の 5 都道府県知事は、指定市町村事務受託法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなったとき。</p> <p>二 指定市町村事務受託法人が、第 1 1 条の 2 第 2 項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る事務所の介護支援専門員の人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>四 指定市町村事務受託法人が、厚生労働省令で定める受託事務の運営に関する基準に従って適正な受託事務の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>五 指定市町村事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第 2 4 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。</p> <p>七 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、法及び第 3 5 条の 4 各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>八 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>九 指定市町村事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>[第 2 項 省略]</p> <p>(指定市町村事務受託法人の指定)</p> <p>第 1 1 条の 2 法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指定市町村事務受託法人 (以下「指定市町村事務受託法人」という。) の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事務 (以下「受託事務」という。) を受託しようとする者の申請により、受託事務を行う事務所 (以下この節において「事務所」という。) ごとに行う。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、法第 2 4 条の 2 第 1 項の指定をしてはならない。</p> <p>一 当該申請に係る事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき (法第 2 4 条の 2 第 1 項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。)</p> <p>二 申請者が、厚生労働省令で定める受託事務の運営に関する基準に従って適正な受託事務の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>三 申請者が、居宅サービス等 (法第 2 3 条に規定する居宅サービス等をいう。第七号及び第 1 1 条の 5 第九号において同じ。) を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別</p>					

の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りではない。

四 申請者が、法及び第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、第11条の5第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第11条の5第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第1項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

七 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

八 申請者の役員等（法第70条第2項第六号に規定する役員等をいう。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第四号又は前号に該当する者

ハ 第11条の5第1項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

ニ 第六号に規定する期間内に次条第1項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

（指定市町村事務受託法人の指定の要件）

第34条の2 法第24条の2第1項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下「照会等事務」という。）については、次のとおりとする。

一 照会等事務を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 法人の役員又は職員の構成が、照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 照会等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、照会等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

2 法第24条の2第1項の厚生労働省令で定める要件は、同項第二号に規定する事務（以下「要介護認定調査事務」という。）については、次のとおりとする。

一 要介護認定調査事務を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 法人の役員又は職員の構成が、要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 要介護認定調査事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、要介護認定調査事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（指定市町村事務受託法人の事業の基準）

第34条の7 要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人は、要介護認定調査事務を遂

行するために必要な数以上の介護支援専門員を有していなければならない。

(管理者)

第34条の8 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(準用)

第34条の10 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第18条、第22条、第24条、第27条及び第28条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第18条、第22条及び第24条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「事務所」と、指定居宅介護支援等基準第18条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「受託事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第22条中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第27条中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「受託事務の実施により」と、「市町村、利用者」とあるのは「委託をしている市町村、受託事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第28条中「事業所ごと」とあるのは「事務所ごと」と読み替えるものとする。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)